

伊東市育英奨学金制度 Q&A

出願資格

1 奨学生の対象となる学校について詳しく知りたいです。

学校基本法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）、高等専門学校、短期大学、大学又は日本育英会法施行令第2条に規定する専修学校が対象です。（海外の学校や設置運営団体が学校法人ではない学校は、原則、対象となりません。）

奨学金の貸与を受けていた方が、別の学校に進学後も奨学生を希望する場合は、新たに申請が必要になります。

なお、大学院は除きます。

2 前の学校を卒業して、何年かしてから進学したのですが申し込めますか。

資格を満たしていれば申し込むことができます。（申し込みには、出身校の成績証明書が必要となります。卒業からの経過年数によっては、取得できない場合があります。）

3 所得や成績により出願できないことはありますか。

所得や成績は、奨学生を選考する上での判断基準ではありますが、それにより出願できないことはありません。

4 他の奨学金制度との併願・併給は可能ですか。

可能です。

なお、他の制度には認めていないものもありますので、十分確認してください。

5 高等学校卒業程度認定試験の試験結果等を証する書類は、成績証明書の代わりになりますか。

出願者によって提出書類の種類が異なることは、公正な選考が困難となるため、当該試験結果等を証する書類は成績証明書の代わりとして認めておりません。

6 健康診断書にはこういった項目が必要ですか。

必要な項目について規定はありません。

学校の健康診断書の写しや、医療機関の作成した健康診断書であれば支障ありません。（出身中学校や高等学校における健康診断の項目を参考にしてください。）

7 二人目の連帯保証人は保護者と別生計であれば祖父母等近親者や年金受給による収入のみの者等でも可能ですか。

奨学金を受けるには、保護者と保護者とは別にもう1人の計2人の連帯保証人が必要です。保証人は、伊東市に居住している18歳以上の独立した生計を営んでいること（学生は除く）が条件となっていますので、この条件を満たしていれば、近親者及び年金収入のみの者でも可能です。ただし、奨学金の貸与から返還完了には最長15年かかること、連帯保証人は奨学金に対して連帯して債務を負っていただくことになり奨学生本人及び保護者からの返還が見込めない場合は連帯保証人に請求することになりますので、奨学金の返還能力を有する連帯保証人を検討してください。選考においても連帯保証人の返還能力については確認をいたします。

なお、奨学金貸与中又は返還中に連帯保証人の死亡等が発生した場合、早急に連絡をお願いします。新たな連帯保証人を立てていただきます。

立てられない場合、それ以降の奨学金貸与はできません。

選考

8 採用人数は何人ですか。

予算の範囲内での採用となるため、申請者の希望額の過多により採用可能人数が変わります。

9 選考はどのように行われますか。

中学・高校の校長や有識者などの外部委員が、提出書類を基に、世帯全員の所得や成績のほか、家庭環境や就学環境などを総合的に判断します。

貸与

10 入学一時金のみの貸与はできますか。

可能です。この場合、願書の月額奨学金の希望額の欄を0円と記載してください。

11 休学・退学した場合はどうなりますか。

休学の場合は、その期間の奨学金の貸与を休止します。退学した場合は、貸与を打ち切ります。

また、修学を継続する見込みがないときや、奨学生として適当でないと判断された場合には、貸与を打ち切ることがあります。

12 途中で奨学金を受ける必要がなくなりました。

特別の事情が生じたときは、奨学金の減額又は辞退を申し出ることができます。

返還

13 卒業後1年の据置期間を待たずに返還を始めることはできますか。

1年の据置期間を経て返還を開始することが原則ですので、返還を早める理由を確認した上での判断となります。

14 返還が始まって、一括で全額を返還することはできますか。

10年の返還計画による割賦単位であれば、全額または一部を一時に返還することができます。

15 返還を滞納するとどうなりますか。

延滞金が課せられ、返還が困難になるほか、連帯保証人にも請求されることとなります。

また、長期にわたる悪質な滞納者に対しては、法的な措置を執り、給与の差し押さえなど、強制執行を行う場合があります。

16 返還が困難になった場合に、返還免除や返還猶予が受けられますか。

本人が死亡又は心身に障害があり将来にわたって返還ができなくなった場合で、連帯保証人に返還能力がないと認められる場合には、申請によって全額又は一部の返還が免除されることがあります。

また、進学した場合や卒業後、災害又は傷病、その他やむを得ない理由により返還できなくなった場合は、申請によって1年単位で返還が猶予される場合もあります。

Uターン支援（半額免除）

17 「伊東市に住所を有したとき」とは、伊東市に住民登録があれば、他の市町に住んでいても認められますか。また、他の市町に通勤していても認められますか。

住所とは、その人の生活の本拠地であるとする法律や判例の考え方に基づき、住民登録が伊東市にあることを必須要件とした上で、提出書類により総合的に判断いたします。

18 Uターン支援（半額免除）が適用されるのは厳密にいつからですか。転入してきたその日から適用となりますか。

免除は、免除申請後、教育委員会が免除の決定をした日の翌月から開始されます。（住所の異動日に遡っての適用ではありません。）なお、免除が決定する前に返還された返還金については適用されません。詳細は「Uターン支援（半額免除）の概要」をご覧ください。

19 Uターン支援（半額免除）を受けている場合に、繰上返還する返還金についても、半額となった割賦金を返還すればいいですか。

お見込のとおりです。ただし、繰上返還を行った後に、転出等により当該要件を満たさなくなった場合には、免除不適用となった返還金相当額を返還金の残額と併せて追加徴収します。

20 伊東市に住所を有していても、Uターン支援（半額免除）の対象とならない場合がありますか。

学校を卒業しなかった場合や、正当な理由なく市税や返還金に滞納のある場合、実際の居住が伴っていない場合、返還免除を受けるために事実と異なる申告や届出をした場合など、対象とならない場合もあります。